

令和3年度第2回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議(書面形式)」開催結果

1 質問・意見照会期間

令和4年1月18日(火)～令和4年1月27日(木)

2 議題 (●：各委員からの質問及び意見、○：事務局の回答及び見解)

(1) 令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画案について

ア 計画案に対する御意見

委員名	内容
泉委員	<p>●「監視指導計画」という名称が役所的な印象を受ける。市民や事業者への情報提供を考えると、サブタイトルを付ける等、柔らかいネーミングをしてはどうか。</p> <p>○食品衛生法に基づく計画のため、このような名称と定めております。</p>
太田委員	<p>●保健所の食品衛生監視員が立入りの都度、記録を確認することが、営業者にとってHACCPを継続する動機づけになると考える。</p> <p>○施設への立入りの際に、衛生管理状況を確認し必要に応じた指導を行ってまいります。</p>
太田委員	<p>●令和3年度の監視指導計画では収去検査検体数を大きく減らしていたが、令和4年度は一定数の実施を予定しているので喜ばしい。計画どおりの実施を期待する。</p>
石川委員	<p>●収去検査について、令和3年度はコロナ対策もあり、収去検査実施計画数が少なかったと承知しているが、令和4年度の収去検査実施計画数について、令和2年度と比較すると全体的に検査検体数が減少している。食を取り巻く環境の変化が著しい中で監視の強化が必要だと思う。</p> <p>○引き続き、効率的かつ効果的に収去が実施できるよう、他自治体や本市の過去の違反事例等を考慮しながら、検査対象品目や検査項目を選定してまいります。</p>
千葉委員	<p>●「食品等の自主回収に関する報告対応では、「市民の皆さんにとってわかりやすい情報提供を行う」とあるが、実際にホームページを閲覧すると、自主回収情報では古い情報が先に掲載されている。自主回収は速やかな回収を促していることから、新しい事項を先に掲載してはどうか。</p> <p>○令和3年6月1日以降の改正食品衛生法に基づく自主回収情報は、国の食品衛生申請等システムで一元管理されていくこととなっております。</p>
皆川委員	<p>●本計画が食の安全・安心を確保、推進するために果たした役割を客観的に示すことができるような評価の仕組みを整備し、計画内に記してはいかがか。</p> <p>●令和3年度第1回会議にて、「食品衛生監視指導計画は、単年度ごとに実績を評価したうえで翌年度の計画策定を行っております」との</p>

	<p>回答があったが、令和4年度計画策定に当たって過年度の実績をどのように評価したのか、また課題認識はどのような事象結果に基づくものなのか、具体的に示してほしい。</p> <p>●各取組みについて、何を何件実施するのかは示さないのか。</p> <p>●計画内で、監視指導の成否を判断するための目標値や指標などの設定はしないのか。</p> <p>○監視指導計画は、食品衛生法に基づき単年度ごとに具体的な監視指導の内容についてとりまとめたものであり、目標を定めて成果を評価する性質のものではありません。</p> <p>また、本計画の評価とは食中毒発生状況や違反発見状況等の分析を指しており、「I-2 食の安全・安心に関する課題」に記載した課題や、収去検査・立入検査による違反発見状況等を踏まえ、各種取組事項を定めております。</p> <p>なお、重点監視対象施設に対する監視指導及び収去検査については、監視指導実施計画（別表1）、収去検査実施計画（別表2）に設定した予定数を記載しております。</p>
石川委員	<p>●食品衛生法の改正で「特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集」とあるが、特別の注意を必要とする成分とは何か。また、健康被害はでているのか。</p> <p>○現在、特別の注意を必要とする成分（指定成分）として、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシュが指定されております。</p> <p>施行日の令和2年6月1日以降、本市への届出はありませんが、厚生労働省の集計によると令和2年度は計198件の健康被害が報告されております。</p>
石川委員	<p>●HACCPに沿った衛生管理を行う上で、事業者は衛生管理計画の実施結果を記録することが求められているが、報告の義務はないのか。</p> <p>○衛生管理計画及びその実施結果について、保健所への報告は義務付けられておりません。食品衛生監視員の施設監視時に衛生管理の運用状況を確認し、必要に応じた助言・指導を行い自主管理を推進してまいります。</p>
皆川委員	<p>●検査や監視指導の成果として、多くの違反を発見することと、違反件数が少ないことのいずれが有効と判断するのか。</p> <p>○事業者による適切な衛生管理がなされ、違反食品の流通や監視時の不備事項がない状態が望ましいと考えます。</p>
石川委員	<p>●令和3年度と比較し、年2回以上の重点監視指導対象施設が激減しているが、事業者の衛生管理が改善し監視が不要になったためと捉えて良いのか。</p> <p>○法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを考慮し、対象施設の見直しを行った結果となっております。今後の監視指導については、各年度の実施結果を踏まえ、見直しを行ってまいります。</p>

イ 計画案の修正

会長と事務局で協議した結果、計画案の修正は不要と判断された。

(2) その他の御意見等

ア 計画策定後の事業に対する付帯的な御意見等

委員名	内容
高橋委員	<p>●コロナ禍において保健所業務が多忙を極めている状況と考えるが、収去業務に登録検査機関を利用する、HACCPに沿った衛生管理の導入・運用支援にネットワーク協議会や食品衛生協会を利用する等、民間企業を活用してはどうか。</p> <p>○現在、さっぽろHACCPの認証や食品衛生責任者実務者講習会の実施等で、食品関連団体との連携を行っております。今後も、必要に応じ民間企業との連携を図ってまいります。</p>
皆川委員	<p>●会議の書面開催では、有意義な議論やコミュニケーションの深化という面で厳しいと感じる。早く対面の会議開催になることを願う。</p> <p>○会議参加者の新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、やむなく書面開催としております。今後も、流行状況等を考慮しながら、会議の開催方法について検討してまいります。</p>
篠原委員 千葉委員	<p>●アレルゲンのピクトグラムは非常に良い取組みと考える。しかし一部のピクトグラムはわかりにくいものもあるので、より誰もが認識しやすいものに改良してはいかがか。</p> <p>●「アレルゲンピクトグラムを活用した情報提供の推進」では、ピクトグラムだけでは理解できない場合もあるので、小さくても品名を併記してはどうか。</p> <p>○現在のピクトグラム28品目については、既に広く使用されておりますが、利用に際し品名を併記することは妨げておりません。今後、新たなピクトグラムを作成する際には、様々な立場の方にとってわかりやすいものとなるよう配慮いたします。</p>

イ 計画案の修正

会長と事務局で協議した結果、計画案の一部を修正することとした。